



平成 18 年 4 月 28 日

各 位

株式会社三菱ケミカルホールディングス
本店所在地 東京都港区芝五丁目 33 番 8 号
代表者名 代表取締役社長 富澤 龍一
(コード番号 4188)
問合わせ先 広報・IR 室長 中山 哲也
TEL 03(6414)4870

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月下旬に開催予定の第 1 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次の通り当社定款の一部を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨を定める定款第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定める定款第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利の一部を制限する定款第 11 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (4) 会社法施行規則第 94 条等の規定に従い、株主総会におけるより充実した情報開示の観点から、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能にするため、定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 370 条の規定に従い、必要に応じて書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能にするため、定款第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社の機関としての取締役会及び監査役会の位置付けをより明確にするため、定款第 28 条(取締役会規則)及び第 36 条(監査役会規則)を新設するものであります。
- (7) 会社法第 361 条及び第 387 条の規定を踏まえて、取締役及び監査役の報酬等の位置付け・決定方法を明確にするため、定款第 29 条(報酬等)及び第 37 条(報酬等)を新設するものであります。
- (8) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、定款第 38 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。
- (9) 会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、その選任、任期及び報酬等について定めるため、定款に第 6 章(会計監査人)を新設するものであります。
- (10) 以上のほか、会社法及び関係法令に合わせて用語、表現及び引用条文の変更を行うとともに、条文構成の整理、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <記載省略>	第1条～第3条 <現行の第1条から第3条までの規定通り>
<新設>	(機関) 第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第4条 <記載省略>	第5条 <現行の第4条の規定通り>
第2章 株 式	第2章 株 式
(会社が発行する株式の総数) 第5条 本社の発行する株式の総数は、6,000,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) 第6条 本社の発行可能株式総数は、60億株とする。
<新設>	(株券の発行) 第7条 本社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 本社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。	(自己株式の取得) 第8条 本社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式の数、単元未満株券の不発行及び単元未満株式の買増) 第7条 本社の1単元の株式の数は、500株とする。 2 本社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、取締役会の定める株式取扱規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。 3 本社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 本社の単元株式数は、500株とする。 2 本社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、取締役会の定める株式取扱規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。
<新設>	<削除>
	(単元未満株式の売渡請求) 第10条 本社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

<p><新設></p>	<p>(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第 11 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利</u></p>
<p>(<u>株式取扱規則</u>) 第 8 条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する<u>手続並びにその手数料</u>については、株式取扱規則による。</p>	<p>(<u>株式取扱規則</u>) 第 12 条 本会社の株券の種類並びに株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式又は新株予約権に関する<u>取扱い及び手数料</u>については、<u>法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>
<p>(<u>名義書換代理人</u>) 第 9 条 本会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く</u>。 2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 本会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取及び買増その他株式に関する手続、届出の受理等株式に関する事務</u>は、<u>名義書換代理人</u>に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>) 第 13 条 本会社は、<u>株主名簿管理人を置く</u>。 2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3 本会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り及び売渡しその他株式並びに新株予約権に関する事務</u>は、<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、本会社においては取り扱わない。</p>
<p>(<u>届出</u>) 第 10 条 株主、登録質権者又はその法定代理人は、株式取扱規則の定めるところにより、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 前項のほか、外国に在住する株主、登録質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めるところにより、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 <記載省略></p>	<p>(<u>届出</u>) 第 14 条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人は、株式取扱規則の定めるところにより、その氏名、住所及び印鑑を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 前項のほか、外国に在住する株主、登録株式質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、株式取扱規則の定めるところにより、届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 <現行の第 2 項の規定通り></p>

<p>(基準日) 第11条 本社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</p>	<p>(基準日) 第15条 本社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とすることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条 <記載省略></p>	<p>第16条 <現行の第12条の規定通り></p>
<p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに<u>当り</u>、取締役社長に差支があるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに<u>代る</u>。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第17条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長に当る。取締役社長に差支があるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会</u>を招集し、その議長に当る。</p>
<p><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条の規定による株主総会の特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(決議の方法) 第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、<u>代理人をもってその議決権を行使することができる</u>。但し、代理人は、議決権を有する株主に限る。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(議決権の代理行使) 第20条 株主は、<u>本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる</u>。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数) 第16条 本会社に<u>取締役10名以内を置く</u>。</p>	<p>(員数) 第21条 本会社の<u>取締役は、10名以内とする</u>。</p>

<p>(選任) 第17条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p> <p>2 取締役の選任は、累積投票によらない。</p>	<p>(選任) 第22条 取締役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役等) 第19条 取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。</p> <p>2 代表取締役は、各自会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役等) 第24条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は、各自会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長を選定することができる。</p>
<p>(招集者及び議長) 第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長に当る。取締役会長に差支があるとき又は取締役会長が欠員のときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に差支があるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>	<p>(招集者及び議長) 第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長に当る。取締役会長に差支えがあるとき又は取締役会長が欠員のときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に差支えがあるとき又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p>
<p>(招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p>	<p>(招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p><新設></p>	<p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p><新設></p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 本会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基く賠償責任の限度額は、同条第19項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第23条 本会社に監査役6名以内を置く。</p>	<p>(員数)</p> <p>第31条 本会社の監査役は、6名以内とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</p>
<p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <記載省略></p>	<p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <現行の第2項の規定通り></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 <u>監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(招集通知)</p> <p>第27条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第28条 本会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p>

<新設>	第6章 会計監査人
<新設>	<p>(選任) 第39条 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。</p>
<新設>	<p>(任期) 第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<新設>	<p>(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>
第6章 計 算	第7章 計 算
<p>(営業年度) 第29条 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、その末日を決算期とする。</p>	<p>(事業年度) 第42条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当及び中間配当) 第30条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。 2 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を行うことができる。 3 利益配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、支払の義務を免れる。 4 未払の利益配当金及び中間配当金に対しては、利息をつけない。</p>	<p>(期末配当金及び中間配当金) 第43条 本会社は、株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。 2 本会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。 3 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から3年を経過したときは、支払の義務を免れる。 4 未払の期末配当金及び中間配当金に対しては、利息をつけない。</p>
付 則	<削除>
<p>(株式移転による設立に際して発行する株式) 第1条 本会社の設立は、商法第364条の株式移転による。 2 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式1,806,288,107株とする。 3 三菱化学株式会社が発行した転換社債について、株式移転をなすべき時期の前日までに普通株式への転換があった場合には、株式移転に際して発行する普通株式の総数は、前項の規定にかかわらず、次の第1号及び第2号の数の合計から1株に満たない端数を控除した数とする。</p>	<削除>

<p>(1) 2,177,675,032株に三菱化学株式会社が発行した転換社債の転換により発行された普通株式の数を加えた数に0.5を乗じた数</p> <p>(2) 458,434,883 株に 1.565 を乗じた数</p>	
<p>(最初の営業年度)</p> <p>第 2 条 本会社の最初の営業年度は、第 29 条の規定にかかわらず、本会社設立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。</p>	<削除>
<p>(最初の監査役の任期)</p> <p>第 3 条 本会社の最初の監査役の任期は、第 25 条の規定にかかわらず、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<削除>

以 上